十二　技術的最大許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）並びにこれらから変更した専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち技術的最大許容質量が二・五トン以下、運転者席のRポイントの高さが八百ミリメートル以上、原動機の重心が前軸後方三百ミリメートルから千五百ミリメートルの範囲内、総排気量六百六十ｃｃを超え、千四百九十五ｃｃ以下、かつ、後輪駆動のものにあつては、車両に適用する許容限度は、技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

別表第二を次のように改める。

自動車の種別		自動車騒音の大きさの許容限度		
		定常走行騒音	近接排気騒音	
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	三輪自動車	八十五デシベル	九十九デシベル
		三輪自動車以外のもの	—	九十九デシベル
	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	三輪自動車	八十五デシベル	九十八デシベル
		三輪自動車以外のもの	—	九十八デシベル
	車両総重量が三・五トン以下のもの	三輪自動車	八十五デシベル	九十七デシベル
		三輪自動車以外のもの	—	九十七デシベル
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	三輪自動車	八十五デシベル	百デシベル
		三輪自動車以外のもの	—	百デシベル
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	三輪自動車	八十五デシベル	九十六デシベル
		三輪自動車以外のもの	—	九十六デシベル
二輪の小型自動車及び軽自動車		側車付二輪自動車	八十五デシベル	九十四デシベル
		側車付二輪自動車以外のもの	—	九十四デシベル

第一種原動機付自転車	最高速度が五十キロメートル毎時を超えるもの（二輪のものに限る。）	八十四デシベル	
	三輪以上のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの	八十五デシベル	八十四デシベル
第二種原動機付自転車		—	九十デシベル

備考

一　定常走行騒音とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車が平たんな乾燥した舗装路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が三十五キロメートル毎時を超える自動車及び第二種原動機付自転車にあつては三十五キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二　近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三　新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成八年十二月二十日環境庁告示第七十九号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十九デシベル」とあるのは「百七デシベル」と、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車を除く。）の項中「百デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、「九十六デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、二輪の小型自動車及び軽自動車の項中「九十四デシベル」とあるのは「九十九デシベル」と、第一種原動機付自転車の項中「八十四デシベル」とあるのは「九十五デシベル」とする。

四　新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成九年十二月十二日環境庁告示第八十六号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十七デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車を除く。）の項中「百デシベル」とあるのは「百三デシベル」とする。